

令和 8 年度 ドライバー健康診断受診料助成のご案内

標記につきまして、運輸事業振興助成交付金事業計画により、下記のとおり実施します。御案内申し上げます。

1、対象者 会員事業者の貨物運送事業(軽貨物を除く)で[常時選任運転者](#)であり、かつ対象期間に医療機関等で個別に受診したものとします。
なお、実施方法、料金については医療機関とご相談下さい。

2、対象期間 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 2 月 2 8 日
期間中に受診及び支払いが完了したものに限り。

3、検査項目と助成額

区 分	定期健康診断	深夜業健診
助成額 1 名 (常時選任運転者)	1, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円
【定期健康診断】 ・労働安全衛生規則第 4 4 条に準ずる定期健康診断 【深夜業健診】 ・労働安全衛生規則第 4 5 条に準ずる健康診断 ※ 目安として午後 10 時から午前 5 時にかかる勤務が過去 6 カ月間を平均して 1 カ月あたり 4 回以上 (過去 6 カ月間で合計 2 4 回以上) あった運転者		
注) 受診料が助成額未満の場合は助成対象外となります。 ★ 1 事業者当たりの申請可能人数は保有車両数 (被けん引除く) の「2 倍」となります。 ・ 常時選任運転者の確認のため、「運転者台帳」等の書類のコピーの提出を求める事がありますのでご了承下さい。		

4、請求書の提出

別添の『ドライバー健康診断 個別受診助成金実績報告書』(様式 2) 及び『ドライバー健康診断 個別受診内訳書』(様式 2 の 2) に必要書類を添付し、下記締切日までに当協会に提出して下さい。

5、提出期限 中間締切 令和 8 年 1 0 月 2 日 (必着)
最終締切 令和 9 年 3 月 5 日 (必着)